

## ○伊予市敬老事業費補助金交付要綱

平成 17 年 8 月 15 日 制 定 告示第 141 号

平成 18 年 6 月 27 日 一部改正 告示第 74 号

令和 2 年 10 月 14 日 一部改正 告示第 150 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、多年にわたり地域社会の進展に寄与され、また、豊富な知識と経験を有する高齢者を敬愛するとともに、豊かで生きがいのある老後の生活を祈念し、地域共生社会の実現を目指すため、伊予市内の広報区及びその他市長が適当と認める団体（以下「団体等」という。）が自ら実施する敬老事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で、敬老事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、円滑な敬老事業の実施に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、広報委員区及び広報区（伊予市広報区長及び広報委員に関する規則（平成 18 年伊予市規則第 20 号）第 2 条に規定する広報委員区及び広報区をいう。）又は市長が適当と認める団体（以下これらを「団体等」という。）とする。

### (補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、次に掲げる敬老事業に要する経費とする。

- (1) 敬老会実施事業
- (2) 敬老記念品贈呈事業

### (補助金の交付要件及び金額)

第 4 条 補助金は、前条に掲げる敬老事業のいずれかに対して交付する。

- 2 補助金の額は、当該年度の 8 月 1 日時点において、市内に住所を有する 75 歳以上の者（同日から翌年の 4 月 1 日までに 75 歳に達する者を含む。）の数に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得

た金額とする。

(1) 敬老会実施事業 2,000 円

(2) 敬老記念品贈呈事業 1,000 円

3 補助金の交付申請は、1 年度につき 1 回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体等は、伊予市敬老事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、伊予市敬老事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、不適当と認めたときは伊予市敬老事業費補助金交付不決定通知書（様式第 3 号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(事業の実績)

第 7 条 前条の規定に基づき、補助金交付決定通知を受けた団体等は、事業完了後 30 日以内に伊予市敬老事業費実績報告書（様式第 4 号）を市長が認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市敬老事業費補助金精算払請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の精算払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の前金払)

第 9 条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上、必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を前金払することができる。

2 補助事業者は、前金払の交付を受けようとするときは、伊予市敬老事業費補助金前金払請求書（様式第 6 号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の前金払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りがあったとき。
- (3) その他事業の実施に関し、不正行為があったとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 17 年 8 月 15 日制定)

この告示は、令和 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 27 日一部改正)

この告示は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 14 日一部改正)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 12 日一部改正)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

伊予市敬老事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

申請者

代表者名

下記のとおり敬老会を実施したいので、伊予市敬老事業費補助金交付要綱第 5 条に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

( 別 紙 )

事業計画	実施予定年月日	内 容 <input type="checkbox"/> 敬老会実施事業 <input type="checkbox"/> 敬老記念品贈呈事業 (いずれかに☑のうえ、内容を具体的に記入してください)
	年 月 日	
	開催予定場所	

収 支 予 算 書

(収入)

項 目	予 算 額 (円)	備 考
計		

(支出)

区 分	予算額 (円)	負 担 区 分		備 考
		市 (円)	その他 (円)	
計				

伊予市指令第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

伊予市敬老事業費補助金交付決定通知書

団体等名

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

伊予市長 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付けで申請のあった、伊予市敬老事業費補助金については、  
下記のとおり決定したので、伊予市敬老事業費補助金交付要綱第6条の規定により通  
知します。

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、伊予市内の広報区及びその他市長が適当と認める団体が行う敬老会事業の実施にかかる経費に対するものです。
- (2) 伊予市敬老事業費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部又は一部の返還を求めます。

様式第3号（第6条関係）

伊予市敬老事業費補助金交付不決定通知書

団体等名

代表者名

様

伊予市長



年 月 日付けで申請のあった、伊予市敬老事業費補助金については、  
下記のとおり交付しないことに決定したので、伊予市敬老事業費補助金交付要綱第6  
条の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付不決定の理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

伊予市敬老事業実績報告書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

伊予市敬老事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

開催年月日	年 月 日	開催場所	
参 加 者	満 75 歳以上高齢者：	名・その他	名・計 名
敬老会事業費区分	金 額	説 明	
	円		

様式第 5 号（第 8 条関係）

伊予市敬老事業費補助金精算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

年 月 日付け伊予市指令第 号による事業を実施したので、次のとおり請求します。

精算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、伊予市敬老事業費補助金

総 事 業 費	補助金交付決定額 (A)	前金払支払額 (B)	精 算 額 (A - B)
円	円	円	円

